

# H31年度 とやまの木で家づくり支援事業 制度改正のポイント

より使いやすい  
制度へ！

## 募集期間の通年化！ -着工日、完成期限、受付期間等の時間的制約の撤廃-

募集期間 ※事業計画認定申請書 受付期間	<これまで> 4月頃から12月頃まで募集	>	<H31年度> 通年募集
着工日及び 完成日	<これまで> 4月1日以降に着工し、 翌年3月31日までに完成	>	<H31年度> 着工日及び完成日の規定なし

## 補助金の交付のルールを簡潔にしました！ -住宅完成後に交付申請-

交付申請書の 提出時期	<これまで> 3月31日までに提出	>	<H31年度> 住宅完成後に提出
補助金の交付	<これまで> 事業計画認定と同じ年度の 事業として実施	>	<H31年度> 事業計画認定の年度に関わらず、交付申請書の 提出年度の事業として実施

・交付の条件は交付申請書が提出された年度の補助要件等に基づく。  
・交付申請書を受理した順に予算の範囲内交付を決定。  
・交付予定額の累計が予算額に達し次第受付終了。

## 柵や車庫の工事も補助対象に！ -外構部の補助対象化-

造作材	<これまで> 内装、外装など	>	<H31年度> 内装、外装など (建築物と一体的に施工される外構部を含む)
-----	-------------------	---	---

※現しとして使用する構造材や下地材は、これまでどおり造作材に計上できます。

## 様式の簡略化！ -記載事項の見直しなど-

富山県産材 証明書 (様式第8号)	<これまで> 建築施工業者、製材等加工業 者、素材生産業者の捺印	>	<H31年度> 建築施工業者の捺印のみ ※その他、記載事項について最低限に簡略化
-------------------------	--	---	--

## 現地確認の簡素化&不可視部の写真の省略！

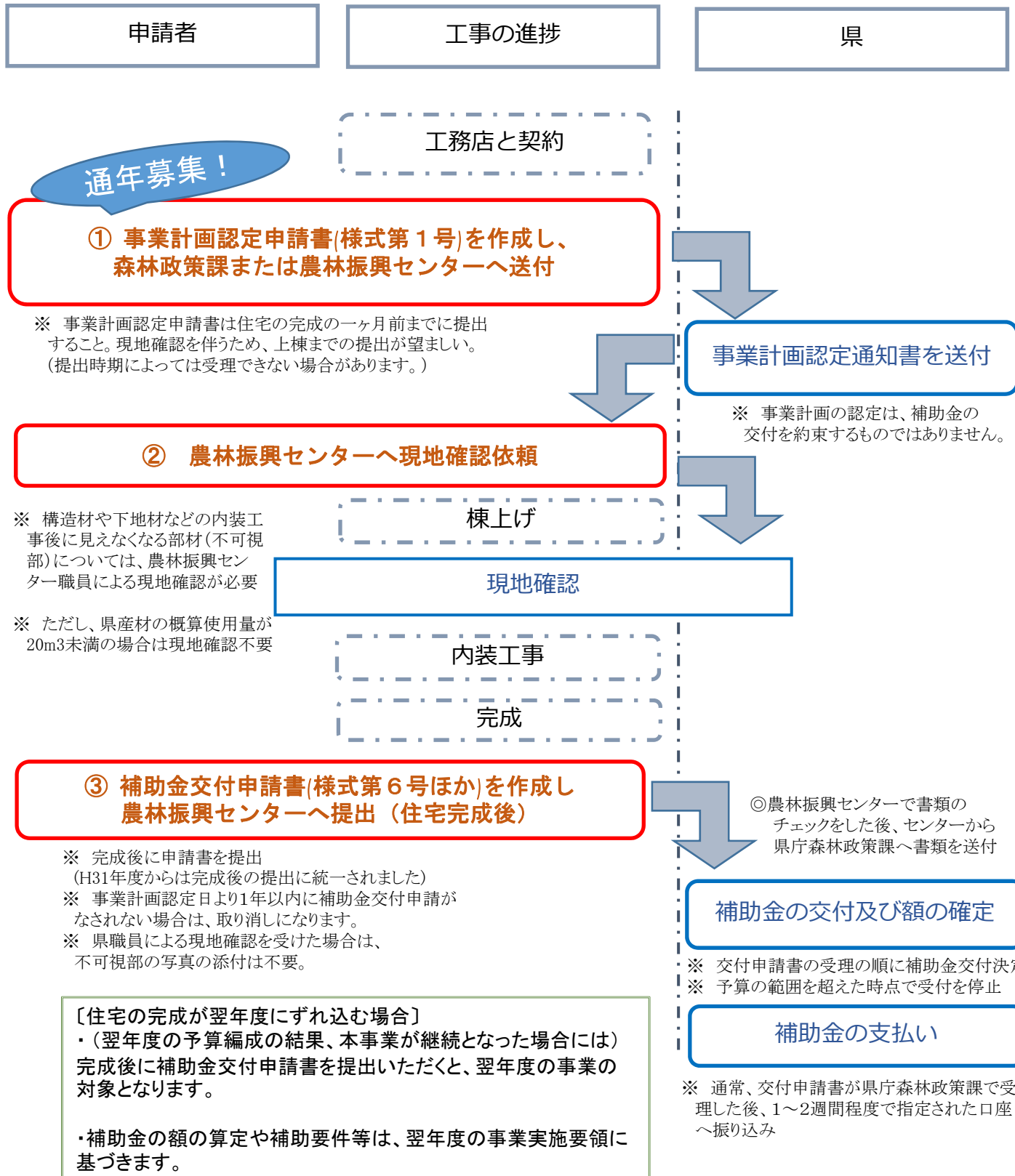
現地確認を 要する場合	<これまで> 新築：20m <sup>3</sup> 以上 増改築：5m <sup>3</sup> 以上	>	<H31年度> 新築、増改築問わず：20m <sup>3</sup> 以上
不可視部の 写真の添付	<これまで> 必須	>	<H31年度> 現地確認を受けた場合添付不要

## その他 -移行措置について-

移行措置 旧様式で提出された場合でも必要事項の記載があれば受理します。

旧様式で提出された場合、新制度で不要にした項目の記載は不要です。

# H31年度 とやまの木で家づくり支援事業 手続きの流れ



通年募集!

## ① 事業計画認定申請書(様式第1号)を作成し、森林政策課または農林振興センターへ送付

※ 事業計画認定申請書は住宅の完成の一ヶ月前までに提出すること。現地確認を伴うため、上棟までの提出が望ましい。(提出時期によっては受理できない場合があります。)

事業計画認定通知書を送付

※ 事業計画の認定は、補助金の交付を約束するものではありません。

## ② 農林振興センターへ現地確認依頼

※ 構造材や下地材などの内装工事後に見えなくなる部材(不可視部)については、農林振興センター職員による現地確認が必要

※ ただし、県産材の概算使用量が20m<sup>3</sup>未満の場合は現地確認不要

現地確認

## ③ 補助金交付申請書(様式第6号ほか)を作成し農林振興センターへ提出(住宅完成後)

- ※ 完成後に申請書を提出(H31年度からは完成後の提出に統一されました)
- ※ 事業計画認定日より1年以内に補助金交付申請がなされない場合は、取り消しになります。
- ※ 県職員による現地確認を受けた場合は、不可視部の写真の添付は不要。

◎農林振興センターで書類のチェックをした後、センターから県庁森林政策課へ書類を送付

補助金の交付及び額の確定

- ※ 交付申請書の受理の順に補助金交付決定
- ※ 予算の範囲を超えた時点で受付を停止

補助金の支払い

※ 通常、交付申請書が県庁森林政策課で受理した後、1~2週間程度で指定された口座へ振り込み

### [住宅の完成が翌年度にずれ込む場合]

・(翌年度の予算編成の結果、本事業が継続となった場合には)完成後に補助金交付申請書を提出いただくと、翌年度の事業の対象となります。

・補助金の額の算定や補助要件等は、翌年度の事業実施要領に基づきます。